

子ども・子育て支援新制度／保育所に関するお知らせ

福祉事務所児童福祉係

☎42・1229

平成27年4月から、幼児期の教育や保育の質の向上をはかるために、「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

新制度の開始により、保育所などの施設の利用方法が大きく変わることはありません。

今回は新制度の中で、保育所に関することについてお知らせします。(新制度については、広報12月号以降で詳しくお知らせする予定です)

【今回お知らせする変更点】

それぞれの家庭の実情に合ったサービスを提供してい

くため、入所前に3つの区分(1～3号)による支給認定を受けていただきます。

【3つの認定区分】

●1号認定…3～5歳児童で教育を希望する世帯。

●2号認定…3～5歳児童で保育を必要とする世帯。

●3号認定…0～2歳児童で保育を必要とする世帯。

認定の区分は、子どもの年齢や家庭状況によって異なり、1号は幼稚園、2・3号は保育所を利用できます。

子ども・子育て支援新制度

Q & A

Q 現在施設を利用している場合、何が変わるの?

A 特に変わることはありません。ただし、利用のための認定申請と再申し込みが必要です。手続き方法は制度の内容と合わせて、12月以降に各施設を通じてお知らせします。

Q 利用料はどうなるの?

A 利用料は、これまでの保育所の利用料と同様、保護者の所得に応じた金額になります。国が新制度で定める金額を上限とし、現行の保育所の利用料を基に須崎市が決定します。

保育園児募集

平成27年度保育所入所児童の募集を行います。希望する人は、期間内に認定申請と入所申し込みを行ってください。

【書類提出期間】

12月1日(月)～19日(金)
午前8時30分～午後5時15分

【書類提出場所】

福祉事務所 児童福祉係

【書類配布】

12月1日(月)から、福祉事務所・市内保育所で配布。

【入所できる児童】

入所希望月の1日時点で、1～5歳の年齢に達している児童。
須崎保育園・浦ノ内保育園
については、6カ月児から受入れできます。

【注意事項】

●保育所への入所は、保護者の申請を受けて客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した児童を保育すると



いうことが目的です。育児・家事・集団生活目的は、入所理由になりません。

●申込書の配布・提出期間については、新年度から施行する「子ども・子育て支援新制度」への移行のため、若干の変動がある場合があります。(変動があった場合は、須崎市ホームページなどでお知らせします)

●第1希望の保育園に入所できない場合があります。申込書には、必ず第3希望の保育園までご記入ください。

●年度途中に満1歳になるお子さんや育児休暇明けで5月以降に入所希望の場合も、この期間にできるだけ申し込みを済ませてください。

施設利用の流れ (平成27年度から保育所の利用を希望する場合)



保育を必要とする事由に該当しない場合は、1号認定になり、保育所は利用できません。

※保育必要量の認定…2・3号認定の後、就労等の各家庭の状況により保育標準時間(最大11時間利用)と保育短時間(最大8時間利用)に分けられます。